

令和 7 年 1 月 22 日

筑波大学 新入生歓迎活動規程

新旧対照表

改正案	現行	備考
2023 年 12 月 8 日 <u>2025 年 1 月 22 日 改正</u>	2023 年 12 月 8 日	(追加)
筑波大学 <u>新入生歓迎活動規程</u> (目的) <u>第 1 条 この規程は、新入生歓迎活動（以下、「新歓活動」という。）が秩序を保って行われ、新入生の安全が確保される環境の整備を目的とする。</u>	筑波大学 <u>新歓活動規程</u> (目的) <u>第 1 条 この規程は、筑波大学学生の活動に関する法人規程第 2 条に定める学生団体、学長決定等に定める学生組織その他の学内で活動する大学から認定を受けた団体（以下、「学生団体等」という。）を明確にするとともに、筑波大学における新入生歓迎活動及び勧誘活動（以下、「新歓活動」という。）が安全かつ公平に行われることを目的とし、同法人規程の下で定める。</u>	(変更)
(対象) <u>第 2 条 すべての学生は、学生団体、学生組織その他の学内で活動する大学から認定を受けた団体（以下、「学生団体等」という。）の新歓活動に際し、この規程に従わなければならない。</u> 2 新歓活動は、学生が学生団体等を代表してこれを行う。	(対象) <u>第 2 条 すべての学生は、学生団体等の新歓活動に際しこの規則に従わなければならない。</u> 2 新歓活動は、学生が学生団体等を代表してこれを行う。	(変更)

<p>(新入生歓迎活動)</p> <p>第3条 <u>新歓活動とは、自身の所属する団体又はその活動を新入生に紹介し、新たな構成員の勧誘を目的とした集会、掲示、広報その他の勧誘活動をいう。</u></p>	<p>(新歓活動)</p> <p>第3条 <u>新歓活動とは、自身の所属する学生団体等を新入生に紹介し、新たな構成員を確保することを目的とした集会、掲示、広報などの活動全般をいう。</u></p>	<p>(変更) (変更)</p>
<p>(新入生歓迎期間)</p> <p>第4条 入学式の開催日から5月末日までを、新入生歓迎期間（以下、「新歓期間」という。）と呼称する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(新歓期間)</p> <p>第4条 入学式の開催日から5月末日までを、新入生歓迎期間（以下、「新歓期間」という。）と呼称する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(変更)</p>
<p>(新入生歓迎委員会)</p> <p>第6条 <u>新歓期間の事業の運営及び学生団体等の統括は、文化系サークル連合会、体育会、芸術系サークル連合会（以下、「三系」という。）と全額学類・専門学群・総合学域群代表者会議（以下、「全代会」という。）の申合せにより組織される新入生歓迎委員会（以下、「新歓委」という。）が、これを行う。</u></p>	<p>(新入生歓迎委員会)</p> <p>第6条 <u>新歓期間の運営は、文化系サークル連合会、体育会、芸術サークル連合会（以下、「三系」という。）と全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議（以下、「全代会」という。）の構成員から組織される新入生歓迎委員会（以下、「新歓委」という。）がこれを行う。</u></p>	<p>(変更)</p>
<p>(新入生歓迎祭)</p> <p>第7条 新入生歓迎祭（以下、「新歓祭」という。）は、<u>入学式が挙行される日の翌日以降に</u>、新歓委がこれを開催する。</p>	<p>(新入生歓迎祭)</p> <p>第7条 新入生歓迎祭（以下、「新歓祭」という。）は、<u>入学式が挙行される日の翌日以降における最初の土曜日</u>に、新歓委がこれを開催する。</p> <p><u>2 新歓祭の運営は学園祭実行委員会がこれを行う。</u></p>	<p>(変更) (削除)</p>

第8条 すべての学生団体等は、新歓祭に参加することができる。	第8条 すべての学生団体等は、新歓祭に参加することができる。	(変更)
2 <u>一般学生団体は、新歓祭の参加に際し運営費として新歓委の定める金額を納入しなければならない。</u>	2 <u>学生団体等は、新歓祭の参加に際し学園祭実行委員会へ申請しなければならない。</u>	(削除)
(略)	(略)	
(許可証の携帯)	(許可証の携帯)	
第11条 前条に <u>定める</u> 活動を行う際は、新歓委の発行する許可証を携帯しなければならない。	第11条 前条に基づく <u>新歓</u> 活動を行う際は、新歓委の発行する許可証を携帯しなければならない。	(変更)
(略)	(略)	
第13条 新歓活動において以下に掲げる事項を行ってはならない。	第13条 新歓活動において以下に掲げる事項を行ってはならない。	
<u>一、</u> 法令、大学の定める諸規則その他公序良俗に違反する行為	<u>1.</u> 法令、大学の定める諸規則その他公序良俗に違反する行為	(修正)
<u>二、</u> 新入生を身体的、心理的に傷つける行為	<u>2.</u> 新入生を身体的、心理的に傷つける行為	-
<u>三、</u> 新入生に対する強引な勧誘行為	<u>3.</u> 新入生に対する強引な勧誘行為	-
<u>四、</u> 学生団体等を代表せずに行う新歓活動に類する行為	<u>4.</u> 学生団体等を代表せずに行う新歓活動に類する行為	-
<u>五、</u> 他団体の新歓活動を妨害する行為	<u>5.</u> 他団体の新歓活動を妨害する行為	-
<u>六、</u> 特定の政党若しくは宗教団体に係る活動並びにこれらに誘導する行為	<u>6.</u> 特定の政党若しくは宗教団体に係る活動並びにこれらに誘導する行為	-
<u>七、</u> 商業活動及びこれに誘導する行為	<u>7.</u> 商業活動及びこれに誘導する行為	-
<u>八、第10条及び第11条の規定に反する行為</u>	<u>8.</u> 学内における指定場所以外での <u>新歓</u> 活動	(変更)
<u>九、</u> 新歓委の管理するWebページへの、著作権の侵害、特定の個人若しくは団体の誹謗中傷その他公序良俗に違反する書き込み	<u>9.</u> 新歓委の管理するWebページへの、著作権の侵害、特定の個人若しくは団体の誹謗中傷その他公序良俗に違反する書き込み	(修正)
<u>十、</u> 学外者による勧誘行為	<u>10.</u> 学外者による勧誘行為	-
<u>十一、</u> 本人の所属する団体以外への勧誘行為	<u>11.</u> 本人の所属する団体以外への勧誘行為	-

<p><u>十二、</u> その他新歓委が不適切であると判断する行為</p> <p>(略)</p> <p>第 15 条 宿舍エリアでの新歓活動においては、第十三条各号に定める事項に加え、以下に掲げる事項を行ってはならない。</p> <p><u>二、</u> 宿舍内への立ち入り</p> <p><u>二、</u> 駐車場及び駐輪場以外への無許可での駐車や駐輪</p> <p><u>三、</u> 宿舍放送の使用</p> <p><u>四、</u> 午後 9 時から午前 8 時までの間の新歓活動</p> <p><u>五、</u> 騒音など住民に迷惑をかける行為</p> <p><u>六、</u> その他新歓委が不適切であると判断する行為</p> <p>(略)</p> <p>(改廃)</p> <p>第 18 条 この<u>規程</u>の改正及び廃止は、全代会の承認による。</p> <p>2 この規程を改正又は廃止する議案は、<u>すべての系別責任者会議及び</u>全代会の合意の下に発議される。</p> <p>附則</p> <p>本規程は、2025 年 1 月 22 日から施行する。</p>	<p><u>12.</u> その他新歓委が不適切であると判断する行為</p> <p>(略)</p> <p>第 15 条 宿舍エリアでの新歓活動においては、第十三条各号に定める事項に加え、以下に掲げる事項を行ってはならない。</p> <p><u>1. 宿舍内への立ち入り</u></p> <p><u>2. 駐車場及び駐輪場以外への無許可での駐車や駐輪</u></p> <p><u>3. 宿舍放送の使用</u></p> <p><u>4. 午後 9 時から午前 8 時までの間の新歓活動</u></p> <p><u>5. 騒音など住民に迷惑をかける行為</u></p> <p><u>6. その他新歓委が不適切であると判断する行為</u></p> <p>(略)</p> <p>(改廃)</p> <p>第 18 条 この<u>規制</u>の改正及び廃止は、全代会の承認による。</p> <p>2 この規程を改正又は廃止する議案は、<u>課外活動団体会議及び各系別責任者会議並びに</u>全代会の合意の下に発議される。</p> <p>附則</p> <p>本規程は、令和 6 年 1 月 24 日から施行する。</p>	<p>-</p> <p>(修正)</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
---	---	--